

下北地域公共交通総合連携協議会規約（案）

平成 21 年 1 2 月 2 4 日制定

（目的）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下北地域における地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号に置く。

（事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監 事 2 人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

（会長及び副会長）

第 5 条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（監事）

第 6 条 監事は、委員の中から、会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、監査の結果を会議において、報告しなければならない。

（会議）

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議決方法は、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、書面にて協議することができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事に支障が生じると認められる会議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 7 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、むつ市企画政策部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第12条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第14条 委員は、会議に出席したときは、学識経験者にあつては、報酬及び費用の弁償を受けることができ、その他の者にあつては費用の弁償を受けることができる。ただし、国及び地方公共団体の常勤の特別職の職員又は一般職の職員並びに交通事業関係団体から選出された委員については、これを支給しない。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、むつ市特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）別表に掲げる総合開発審議会委員の例による。

（協議会が解散した場合の措置）

第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項 第1号の委員	むつ市 <u>企画政策部長</u>
	大間町 <u>企画経営課長</u>
	東通村 <u>企画課長</u>
	風間浦村 <u>企画政策課長</u>
	佐井村 <u>総合戦略課長</u>
法第6条第2項 第2号の委員	東日本旅客鉄道株式会社 <u>大湊駅長</u>
	ジェイアールバス東北株式会社 <u>青森支店大湊支所長</u>
	下北交通株式会社 <u>専務取締役</u>
	有限会社むつ車体工業バス事業部長
	有限会社脇野沢交通代表取締役
	株式会社尻屋観光業務・運行部長
	シィライン株式会社 <u>代表取締役</u>
	むつ湾フェリー株式会社 <u>代表取締役</u>
	津軽海峡フェリー株式会社大間支店長
	むつ市タクシー協会会長
	下北郡タクシー協会会長
	下北地域県民局地域整備部企画整備課長
	下北地域県民局地域整備部道路施設・高規格道路建設課長
下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所管理課長	
法第6条第2項 第3号の委員	むつ警察署 <u>交通課長</u>
	大間警察署 <u>交通課長</u>
	むつ市老人クラブ連合会 <u>会長</u>
	下北郡老人クラブ連合会 <u>会長</u>
	むつ市連合PTA <u>会長</u>
	下北郡連合PTA <u>会長</u>
	むつ商工会議所会頭
	むつ市川内町商工会理事
	大畑町商工会会長
	大間町商工会会長

	<u>東通村商工会会長</u>
	<u>風間浦村商工会会長</u>
	<u>佐井村商工会会長</u>
	<u>一般社団法人しもきたTABIあしすと事務局長</u>
	学識経験者
	東北運輸局青森運輸支局 <u>首席運輸企画専門官</u>
	下北地域県民局地域連携部 <u>副参事</u>
	<u>青森県企画政策部交通政策課長</u>
	<u>青森県交通運輸産業労働組合協議会</u>
	<u>下北交通労働組合執行委員長</u>
	<u>むつ市都市整備部政策推進監</u>
	<u>青森県立田名部高等学校長</u>
	<u>むつ市教育委員会事務局政策推進監</u>
	<u>大間町教育委員会事務局教育課長</u>
	<u>東通村教育委員会事務局参事・教育次長</u>
	<u>風間浦村教育委員会事務局教育課長</u>
	<u>佐井村教育委員会事務局生涯学習課長</u>

下北地域公共交通総合連携協議会規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下北地域における<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議の議決方法は、<u>出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会議は、書面にて協議することができる。</u></p> <p><u>5</u> 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事に支障が生じると認められる会議については、非公開</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下北地域における<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか<u>第1条の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議の議決方法は、<u>出席委員の過半数の同意によってこれを決するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事に支障が生じると認められる会議については、非公開</p>

で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

7 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	むつ市 <u>企画政策部長</u>
	大間町 <u>企画経営課長</u>
	東通村 <u>企画課長</u>
	風間浦村 <u>企画政策課長</u>
	佐井村 <u>総合戦略課長</u>
法第6条第2項第2号の委員	東日本旅客鉄道株式会社 <u>大湊駅長</u>
	ジェイアールバス東北株式会社 <u>青森支店大湊支所長</u>
	下北交通株式会社 <u>専務取締役</u>
	<u>有限会社むつ車体工業バス事業部長</u>
	<u>有限会社脇野沢交通代表取締役</u>
	<u>株式会社尻屋観光業務・運行部長</u>
	シィライン株式会社 <u>代表取締役</u>

で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

6 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	むつ市 <u>長又はその指名する者</u>
	大間町 <u>長又はその指名する者</u>
	東通村 <u>長又はその指名する者</u>
	風間浦村 <u>長又はその指名する者</u>
	佐井村 <u>長又はその指名する者</u>
法第6条第2項第2号の委員	東日本旅客鉄道株式会社 <u>大湊線営業所の代表者</u>
	ジェイアールバス東北株式会社 <u>大湊営業所の代表者</u>
	下北交通株式会社 <u>の代表者</u>
	シィライン株式会社 <u>の代表者</u>

	<p><u>むつ湾フェリー株式会社代表取締役</u></p> <p><u>津軽海峡フェリー株式会社大間支店長</u></p> <p><u>むつ市タクシー協会会長</u></p> <p><u>下北郡タクシー協会会長</u></p> <p><u>下北地域県民局地域整備部企画整備課長</u></p> <p><u>下北地域県民局地域整備部道路施設・高規格道路建設課長</u></p> <p><u>下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所管理課長</u></p>		<p><u>むつ湾フェリー株式会社の代表者</u></p> <p><u>青森県タクシー協会むつ支部の代表者</u></p> <p><u>青森県タクシー協会下北支部の代表者</u></p> <p><u>道路管理者又はその指名する者</u> <u>(下北地域県民局地域整備部)</u></p> <p><u>港湾管理者又はその指名する者</u> <u>(下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所)</u></p>
<p>法第6条第2項第3号の委員</p>	<p><u>むつ警察署交通課長</u></p> <p><u>大間警察署交通課長</u></p> <p><u>むつ市老人クラブ連合会会長</u></p> <p><u>下北郡老人クラブ連合会会長</u></p> <p><u>むつ市連合PTA会長</u></p> <p><u>下北郡連合PTA会長</u></p> <p><u>むつ商工会議所会頭</u></p> <p><u>むつ市川内町商工会理事</u></p> <p><u>大畑町商工会会長</u></p> <p><u>大間町商工会会長</u></p>	<p>法第6条第2項第3号の委員</p>	<p><u>むつ警察署の代表者</u></p> <p><u>大間警察署の代表者</u></p> <p><u>青森県地域婦人団体連合会下北地区ブロックの代表者</u></p> <p><u>むつ市老人クラブ連合会の代表者</u></p> <p><u>下北郡老人クラブ連合会の代表者</u></p> <p><u>むつ市連合PTAの代表者</u></p> <p><u>下北郡連合PTAの代表者</u></p> <p><u>むつ商工会議所及び各商工会の代表者</u></p>

<p><u>東通村商工会会長</u></p> <p><u>風間浦村商工会会長</u></p> <p><u>佐井村商工会会長</u></p> <p><u>一般社団法人しもきたTABIあしすと事務局長</u></p> <p>学識経験者</p> <p>東北運輸局青森運輸支局<u>首席運輸企画専門官</u></p> <p>下北地域県民局地域連携部<u>副参事</u></p> <p><u>青森県企画政策部交通政策課長</u></p> <p><u>青森県交通運輸産業労働組合協議会</u></p> <p><u>下北交通労働組合執行委員長</u></p> <p><u>むつ市都市整備部政策推進監</u></p> <p><u>青森県立田名部高等学校長</u></p> <p><u>むつ市教育委員会事務局政策推進監</u></p> <p><u>大間町教育委員会事務局教育課長</u></p> <p><u>東通村教育委員会事務局参事・教育次長</u></p> <p><u>風間浦村教育委員会事務局教育課長</u></p> <p><u>佐井村教育委員会事務局生涯学習課長</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p><u>下北観光協議会の代表者</u></p> <p>学識経験者</p> <p>東北運輸局青森運輸支局<u>長又はその指名する者</u></p> <p>下北地域県民局地域連携部<u>長又はその指名する者</u></p> <p></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

下北地域公共交通総合連携協議会事務局規程（案）

平成 21 年 12 月 24 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、下北地域公共交通総合連携協議会規約第 11 条の規定に基づき、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、むつ市 交通政策課長 をもって充てる。
- 3 事務局員は、むつ市 交通政策課 の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、むつ市において定められている文書の取り扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

（委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

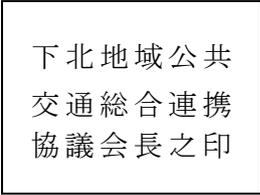
附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸法 (mm)	用 途	個 数	管 理 者
下北地域公共交通総合連携会 長の印	 <p>下北地域公共交通総合連携 協議会長の印</p>	てん書	18×18	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

下北地域公共交通総合連携協議会事務局規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、むつ市<u>交通政策課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、むつ市<u>交通政策課</u>の職員をもって充てる。</p>	<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、むつ市<u>企画課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、むつ市<u>企画課</u>の職員をもって充てる。</p>

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱（案）

平成 26 年 2 月 28 日制定

平成 28 年 4 月 11 日改正

平成 29 年 3 月 27 日改正

平成 29 年 11 月 10 日改正

令和 年 月 日改正

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、下北地域の交通事故の減少及び公共交通の利用促進を目的とし、高齢者をはじめとする運転免許証を自主返納する者を支援するため、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証であつて、有効期間内であるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、全ての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 道路交通法第 104 条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書をいう。
- (4) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 30 条の 9 第 4 項の通知書をいう。

（支援内容）

第 3 条 下北地域公共交通総合連携協議会会長（以下「会長」という。）は、次条の対象者に対して、別表に掲げるバス事業者（以下「事業者」という。）の切符又は定期券（以下「切符等」という。）の購入費用を助成する。

2 助成限度額は、5,000 円とする。

3 助成は、対象者本人に対し 1 回に限る。

（対象者）

第 4 条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自主返納を行った日、運転経歴証明書の交付を受けた日及び助成の申請を行う日現在で、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づきむつ市又は下北郡内町村の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通

知書の交付を受けた者

(申請方法、支払等)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて、会長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、助成を受けようとする会計年度の3月31日までに行わなければならない。

3 会長は、前項の申請が適正であると認める場合は、申請者に下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証(以下「資格者証」という。)(様式第2号)を交付するものとする。

4 資格者証の有効期限は、交付の日から助成を受けようとする会計年度の3月31日までとする。

5 申請者は、事業者から切符等を購入する際には、資格者証を事業者に提出しなければならない。

6 事業者は、申請者が支払うべき切符等の購入費用のうち、下北地域公共交通総合連携協議会(以下「協議会」という。)が助成する額については、徴収しないものとする。

7 会長は、前項の規定により事業者が申請者から徴収しなかった切符等の購入費用について、当該事業者に対して支払うものとする。

(請求)

第6条 事業者は、前条第6項の徴収しなかった額について月ごとに取りまとめ、請求書(様式第3号)に申請者から提出された資格者証を添えて、翌月10日までに会長に請求するものとする。

(返還)

第7条 会長は、切符等の購入に係る助成を受ける申請者が提出書類の記載の虚偽その他不正な行為により助成を受けたときは、助成額分を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(適用区分)

第9条 この要綱は制定の日から施行し、平成26年4月1日以後に運転免許証を自主返納した者について適用する。

別表

バス事業者名	住 所
下北交通株式会社	むつ市金曲一丁目 8 番 1 2 号
ジェイアールバス東北株式会社 <u>青森支店大湊支所</u>	むつ市大平町 2 番 3 号
有限会社脇野沢交通	むつ市脇野沢桂沢 1 3 3 番地 4
有限会社むつ車体工業	むつ市南赤川町 1 0 番 2 5 号

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業申請書

私は、青森県公安委員会に運転免許証を自主返納しましたので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

令和 年 月 日

申請者	住所	電話：
	ふりがな 氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日

※添付書類 ・運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写し

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証受領書

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証を受領しました。

受領年月日 令和 年 月 日

氏 名 _____

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証

次の者は、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業の対象者であることを証明する。

住 所	
氏 名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
有効期限	<u>令和</u> 年 月 日

令和 年 月 日発行

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 印

- ※ ・資格者証の有効期限は、発行日から助成を受けようとする会計年度の3月31日までです。
- ・資格者証は、再発行できません。

切符等購入証明

購入年月日：令和 年 月 日

切符等金額： _____ 円 （種類： 切符 ・ 定期券 ）

事業者名： 下北交通(株) ・ JRバス東北(株)青森支店大湊支所

(有)脇野沢交通 ・ (有)むつ車体工業

購入者氏名： _____

代理人氏名： _____ 続柄： _____ 電話： _____

請求書

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

事業者名

住 所

代表者氏名

金 _____ 円

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業に係る切符等購入助成額分として
上記金額を請求します。（令和 年 月分）

- 添付書類 ○ 様式第2号下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証
○ 様式第3号別紙 請求内訳

振込先

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>下北地域</u>の交通事故の減少及び公共交通の利用促進を目的とし、<u>高齢者をはじめとする運転免許証を自主返納する者</u>を支援するため、<u>下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業</u>（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支援内容)</p> <p>第3条 下北地域公共交通総合連携協議会会長（以下「会長」という。）は、次条の対象者に対して、別表に掲げるバス事業者（以下「事業者」という。）の切符又は定期券（以下「切符等」という。）の購入費用を助成する。</p> <p>2 <u>助成限度額は、5,000円</u>とする。</p> <p>3 <u>助成</u>は、対象者本人に対し1回に限る。</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 自主返納を行った日、運転経歴証明書の交付を受けた日及び<u>助成</u>の申請を行う日現在で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づきむつ市又は下北郡内町村の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書<u>又は申請による運転免許</u></p>	<p><u>下北地域公共交通総合連携協議会高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>高齢者</u>の交通事故の減少及び公共交通の利用促進を目的とし、<u>高齢者の運転免許証の自主返納</u>を支援するため、<u>下北地域公共交通総合連携協議会高齢者運転免許証自主返納支援事業</u>（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支援内容)</p> <p>第3条 下北地域公共交通総合連携協議会会長（以下「会長」という。）は、次条の対象者に対して、別表に掲げるバス事業者（以下「事業者」という。）の切符又は定期券（以下「切符等」という。）の購入費用を助成する。</p> <p>2 <u>助成金の額は、5,000円を上限</u>とする。</p> <p>3 <u>助成金の交付</u>は、対象者本人に対し1回に限る。</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 自主返納を行った日、運転経歴証明書の交付を受けた日及び<u>助成金の交付</u>の申請を行う日現在で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づきむつ市又は下北郡内町村の住民基本台帳に記録されている<u>70歳以上の者</u></p> <p>(2) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた者</p>

の取消通知書の交付を受けた者

(申請方法、支払等)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に運転経歴証明書写し又は申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて、会長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、助成を受けようとする会計年度の3月31日までにしなければならない。

3 会長は、前項の申請が適正であると認める場合は、申請者に下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証(以下「資格者証」という。)(様式第2号)を交付するものとする。

4 資格者証の有効期限は、交付の日から助成を受けようとする会計年度の3月31日までとする。

5 申請者は、事業者から切符等を購入する際には、資格者証を事業者に提示しなければならない。

6 事業者は、申請者が支払うべき切符等の購入費用のうち、下北地域公共交通総合連携協議会(以下「協議会」という。)が助成する額については、徴収しないものとする。

7 会長は、前項の規定により事業者が申請者から徴収しなかった切符等の購入費用について、当該事業者に対して支払うものとする。

(請求)

(申請方法、支払等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に運転経歴証明書の写しと申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて、会長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、平成30年3月31日までにしなければならない。

3 会長は、前項の申請が適正であると認める場合は、申請者に高齢者運転免許証自主返納支援事業資格者証(以下「資格者証」(様式第2号)という。)を交付するものとする。

4 資格者証の有効期限は、交付の日から1年以内とする。

5 申請者は、事業者から切符等を購入する際には、運転経歴証明書を提示するとともに、資格者証を事業者に提示しなければならない。

6 事業者は、申請者が支払うべき切符等の購入費用のうち、下北地域公共交通総合連携協議会(以下「協議会」という。)が助成する額に相当する額については、徴収しないものとする。

7 会長は、前項の規定により事業者が申請者から徴収しなかった切符等の購入費用については、協議会と事業者との間の代理受領委任契約に基づき、当該申請者への助成金の交付に代えて、当該事業者に対して支払うものとする。

(助成金の請求)

第6条 事業者は、前条第6項の徴収しなかった額について月ごとに取りまとめ、請求書（様式第3号）に申請者から提出された資格者証を添えて、翌月10日までに会長に請求するものとする。

（返還）

第7条 会長は、切符等の購入に係る助成を受ける申請者が提出書類の記載の虚偽その他不正な行為により 助成を受けたときは、助成額分を返還させることができる。

別表

バス事業者名	住 所
下北交通株式会社	むつ市金曲一丁目8番12号
ジェイアールバス東北株式会社 <u>青森支店大湊支所</u>	むつ市大平町2番3号
有限会社脇野沢交通	むつ市脇野沢桂沢133番地4
有限会社むつ車体工業	むつ市南赤川町10番25号

第6条 事業者は、前条第6項の徴収しなかった額について月ごとに取りまとめ、請求書（様式第3号）に申請者から提出された資格者証を添えて、翌月10日までに会長に請求するものとする。

（返還）

第7条 会長は、切符等の購入に係る助成を受ける申請者が提出書類の記載の虚偽その他不正な行為により 助成金の交付を受けたときは、助成金の全部を返還させることができる。

別表

バス事業者名	住 所
下北交通株式会社	むつ市金曲一丁目8番12号
ジェイアールバス東北株式会社 <u>大湊営業所</u>	むつ市大平町2番3号
有限会社脇野沢交通	むつ市脇野沢桂沢133番地4
有限会社むつ車体工業	むつ市南赤川町10番25号

様式第1号（第5条関係）

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業申請書

私は、青森県公安委員会に運転免許証を自主返納しましたので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様 令和 年 月 日

申請者	住所	電話：		
	ふりがな氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日	

※添付書類 ・運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写し

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証受領書

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証を受領しました。

受領年月日 令和 年 月 日

氏 名 _____

様式第1号（第5条関係）

高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

私は、青森県公安委員会に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けましたので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様 平成 年 月 日

申請者	住所	電話：		
	ふりがな氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日	<u>性別</u> <u>男・女</u>

※添付書類 ・運転経歴証明書の写し
・申請による運転免許の取消通知書の写し

高齢者運転免許証自主返納支援事業資格者証受領書

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

高齢者運転免許証自主返納支援事業において、次のとおり高齢者運転免許証自主返納支援事業資格者証を受領しました。

受領年月日 平成 年 月 日

氏 名 _____ (印)

様式第2号（第5条関係）

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業資格者証

次の者は、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業の対象者であることを証明する。

住 所	
氏 名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
有効期限	<u>令和</u> 年 月 日

令和 年 月 日発行

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 印

- ※ ・資格者証の有効期限は、発行日から助成を受けようとする会計年度の3月31日までです。
 ・資格者証は、再発行できません。

切符等購入証明

購入年月日：令和 年 月 日

切符等金額： _____ 円（種類：切符・定期券）

事業者名：下北交通(株) ・ JRバス東北(株)青森支店大湊支所
(有)脇野沢交通 ・ (有)むつ車体工業

購入者氏名： _____

代理人氏名： _____ 続柄： _____ 電話： _____

様式第2号（第5条関係）

高齢者運転免許証自主返納支援事業資格者証

次の者は、高齢者運転免許証自主返納支援事業の対象者であることを証明する。

住 所	
氏 名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
有効期限	<u>平成</u> 年 月 日

平成 年 月 日発行

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 印

- ※ ・資格者証の有効期限は、発行日から1年以内です。
 ・資格者証は、再発行できません。
 ・切符等を購入する際には、運転経歴証明書を提示してください。

切符等購入証明

購入年月日：平成 年 月 日

切符等金額： _____ 円（種類：切符・定期券）

事業者名：下北交通(株) ・ JRバス東北(株)大湊営業所
(有)脇野沢交通

購入者氏名： _____

代理人氏名： _____ 続柄： _____ 電話： _____

様式第3号（第6条関係）

請求書

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

事業者名
住 所
代表者氏名

金 _____ 円

下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業に係る切符等購入助成額
分として上記金額を請求します。（令和 年 月分）

- 添付書類
- 様式第2号下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業
資格者証
 - 様式第3号別紙請求内訳

振込先

様式第3号（第6条関係）

請求書

下北地域公共交通総合連携協議会 会長 様

事業者名
住 所
代表者氏名

金 _____ 円

高齢者運転免許証自主返納支援事業に係る切符等購入助成金として上記
金額を請求します。（平成 年 月分）

- 添付書類
- 資格者証
 - 様式第3号別紙

振込先